平成２５年（フ）第１０５号
群馬県伊勢崎市連取町3105番地６　ポラードスワンＢ201
債務者　村上　哲也（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
群馬県前橋市粕川町新屋255番地９　遠藤アパート１－Ａ号
債務者　岡部　一男
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
群馬県前橋市嶺町444番地
債務者　池田　好江
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２号
群馬県利根郡片品村大字土出891番地
債務者　星野　辰夫
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
群馬県高崎市岩鼻町320番地13　リヴェーラⅠ202号
債務者　石井　英樹
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１９２号
埼玉県春日部市備後東２丁目32番23号
債務者　中村登二郎
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2178番地２
債務者　千田　　治
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２５号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2178番地２
債務者　千田由美子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２７６号
千葉県船橋市芝山５丁目23番９号
債務者　綿田　清**隆**
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８８号
千葉県船橋市芝山２丁目５番３棟605号
債務者　戸田　富子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８９号
東京都江戸川区宇喜田町1389番地アッシュウェイ秋202
債務者　戸田　　繁
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１４号
千葉県船橋市芝山１丁目40番９棟403号
債務者　新田　秀正
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１９号
千葉県市川市下貝塚２丁目29番13号　ロフティパピヨン102号
債務者　平田　俊春
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４０号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地69　第一コーポＣ棟201号
債務者　佐々木孝喜
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４１号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地69　第一コーポＣ棟201号
債務者　佐々木和子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６０号
千葉市若葉区千城台東１丁目25番10号　ドリームハイツ101号
債務者　石井　光夫
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６４号
千葉市若葉区千城台東３丁目24番７号　クエスト21―202号
債務者　鈴木　雄馬
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係